新宮市告示第101号

新宮市妊産婦交通費等支援助成事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市妊産婦交通費等支援助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月30日

新宮市長　上田　勝之

新宮市妊産婦交通費等支援助成事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市妊産婦交通費等支援助成事業実施要綱（令和6年新宮市告示第54号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（助成額の算出方法） 第７条　助成額は、以下により算出することとする。 （１）　交通費の対象経費 交通費の対象経費については、住所地から対象となる分娩取扱施設まで移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用した際の経費・料金で市長が適当と認めるものであって、第５条に定める基準単価に通院回数を乗じた額とする。 ただし、国事業対象妊婦については、上記回数から出産にかかる分を除く。 また、国事業対象妊婦の出産にかかる交通費はタクシーにより移動した場合は実費額、その他の移動手段により移動した場合は、新宮市職員の旅費に関する条例**（令和８年新宮市条例第１号）**（以下「条例」という。）**第12条第１項４号の規定**（１キロメートルにつき23円）に準じて算出した額とする。 （２）　宿泊費の対象経費 宿泊費の対象経費については出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用であって、**実費額（１夜につき11,000円を上限とする。）とする。** ２　（略） （助成の申請及び交付決定） 第８条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）	（助成額の算出方法） 第７条　助成額は、以下により算出することとする。 （１）　交通費の対象経費 交通費の対象経費については、住所地から対象となる分娩取扱施設まで移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用した際の経費・料金で市長が適当と認めるものであって、第５条に定める基準単価に通院回数を乗じた額とする。 ただし、国事業対象妊婦については、上記回数から出産にかかる分を除く。 また、国事業対象妊婦の出産にかかる交通費はタクシーにより移動した場合は実費額、その他の移動手段により移動した場合は、新宮市職員の旅費に関する条例**（平成17年新宮市条例第44号）**（以下「条例」という。）**第14条第１項の車賃**（１キロメートルにつき23円）に準じて算出した額とする。 （２）　宿泊費の対象経費 宿泊費の対象経費については出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用であって、**実費額（条例第16条第１項に準じて算出した額（１夜につき11,000円）を上限とする。）とする。** ２　（略） （助成の申請及び交付決定） 第８条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）

改正後	改正前
は、新宮市妊産婦交通費等支援助成事業申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。 （１）　**特定分娩取扱施設確認書（第２条第１項第１号イに該当する場合に限る。）** （２）～（６）（略） ２～４　（略）	は、新宮市妊産婦交通費等支援助成事業申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。 （１）　**特定分娩取扱施設確認書** （２）～（６）（略） ２～４　（略）

附　則

この告示は、令和８年10月１日から施行する。